

平成30年9月30日から10月1日までの台風24号による 被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

(平成31年3月13日告示第26号)

改正 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、平成30年9月30日から10月1日までの台風24号（以下「平成30年台風24号」という。）による災害により被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）の経営の安定を図るため、融資機関が被害農業者に対し、農業経営の安定又は施設の復旧のために要する資金を貸し付けた場合において、当該融資機関に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）、千葉県農業災害対策利子補給費補助金交付要綱及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(事業の種目、経費及び利子補給率等)

第2条 補助金の交付対象となる事業の種目、経費、利子補給率及び補給期間は、次のとおりとする。

事業の種目	経費	利子補給率	補給期間
経営安定	被害農業者の経営の安定のために要する資金	0.85パーセント	5年
施設復旧	被害農業者の施設の復旧のために要する資金	0.85パーセント	6年

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における事業の種目別融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365で除した金額）に、前条に規定する利子補給率を乗じて得た額の合計とする。

(利子補給事業の承認)

第4条 融資機関は、市長が定める日までに平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給承認申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と

認められる場合は、受理した日から30日以内に平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給承認書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（交付申請）

第5条 融資機関は、規則第5条の規定により補助金の交付を申請するときは、市長が定める日までに平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給補助金交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認められる場合は、規則第8条の規定により融資機関に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 融資機関は、規則第15条の規定により補助金の実績を報告するときは、市長が定める日までに平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給実績報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認められる場合は、規則第16条の規定により融資機関に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 融資機関は、規則第18条の規定により補助金を請求しようとするときは、平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の打切り又は返還）

第10条 市長は、被害農業者がその借入金をその目的に反して使用したとき、又は市と利子補給契約を結んだ融資機関が当該契約事項に違反したときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害
対策資金利子補給承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所

名 称

代表者名

印

平成30年台風24号による被害農業者に対する災害融資資金借入
申込みについては、平成30年台風24号による被害農業者に対する農業
災害対策資金利子補給補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記の
とおり貸付したいので、利子補給の承認を申請します。

記

貸付条件

貸付金額	円				
貸付利率	0.85パーセント				
貸付金の用途					
貸付予定年月日	年	月	日		
償還方法	第1回	年	月	日	円
	第2回	年	月	日	円
	第3回	年	月	日	円
	第4回	年	月	日	円
	第5回	年	月	日	円
	第6回	年	月	日	円
	第7回	年	月	日	円
	第8回	年	月	日	円

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長

平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害
対策資金利子補給承認書

年 月 日付けで申請のあった、平成 3 0 年台風 2 4 号
による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給承認申請について
は、平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害対策資金利
子補給補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により承認します。

貸付金の使途	貸付金額	貸付利率
	円	0.85パーセント

第 3 号様式（第 5 条関係）

平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害
対策資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所

名 称

代表者名

⑩

平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害融資資金の貸付けについて利子補給を受けたいので、富里市補助金等交付規則第 5 条及び平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

1 利子補給補助金 円

2 利子補給計画 別紙のとおり

別紙 利子補償額 (実績)

事業種目 災害名	当初貸付		年月日	期首 融資残高	期中 貸額	期中 償還額	利子補給 対象残高 A	貸期間	日数 B	積数 A×B	融資平均残高 (積数÷365) C	利子 補給率 D	利子 補給額 C×D
	件数	金額											
				千円	千円	千円	千円		日	千円	円	%	円
合計													

備考

- 1 事業種目別にこの計を入れること。
- 2 期首融資残高は、1月1日の残高とすること。
- 3 利子補給対象残高の最終残高は、12月31日の残高とすること。
- 4 融資平均残高は、計算期間中の毎日の合計額の総和(積数)を365で除して得た額(1円未満切捨)を記入すること。
- 5 貸期間欄は、融資残高の移動ごとに最高融資残高の等しい日をまとめて、その期間を記入すること。

第4号様式（第7条関係）

平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害
対策資金利子補給実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所

名 称

代表者名

㊟

平成30年台風24号による被害農業者に対する農業災害対策資金利子補給
について、富里市補助金等交付規則第15条及び平成30年台風24号による被
害農業者に対する農業災害対策資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定によ
り、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 利子補給補助金 円
- 2 利子補給実績 別紙のとおり

別紙 利子補償画 (実績)

事業種目 災害名	当初貸付		年月日	期首 融資残高	期中 貸付額	期中 償還額	利子補給 対象残高 A	貸付期間	日数 B	積数 A×B	融資平均残高 (積数÷365) C	利子 補償率 D	利子 補償額 C×D
	件数	金額											
				千円	千円	千円	千円		日	千円	円	%	円
合計													

備考

- 1 事業種目別の計を入れること。
- 2 期首融資残高は、1月1日の残高とすること。
- 3 利子補給対象残高の最終残高は、12月31日の残高とすること。
- 4 融資平均残高は、計算期間中の毎日の合計額の総和(積数)を365で除して得た額(1円未満四捨入)を記入すること。
- 5 貸付期間は、融資残高の移動ごとに最高融資残高の等しい日をまとめて、その期間を記入すること。

第 5 号様式（第 9 条関係）

平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害
対策資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所

名 称

代表者名

㊞

年 月 日付け 第 号により額の確定のあった
平成 3 0 年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害対策資金利
子補給補助金について、富里市補助金等交付規則第 1 8 条及び平成 3 0
年台風 2 4 号による被害農業者に対する農業災害対策利子補給補助金
交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり交付を請求します。

交付請求額

円